

東広島市教育委員会定例会（平成27年8月）議事録【議案第69号以外】

1 日 時 平成27年8月20日（木）午後3時00分～午後4時15分

2 出席者

(1) 委員 下川教育長、渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

(2) 事務局 【学校教育部】

増田学校教育部長、中嶋教育調整監、江口教育総務課長、向井学事課長、空本指導課長、池田青少年育成課長、久保田学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、下久保西条学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、石井福富学校給食センター所長、高橋豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、武田安芸津学校給食センター所長

欠席：上藤教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

信井理事兼中央図書館長、古本生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、藤岡生涯学習部次長兼文化課長、清水中央生涯学習センター長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習振興係長兼管理係長

欠席：大河生涯学習部長

(3) 書記 青山主査

3 場 所 東広島市役所北館 会議室201

4 議 題

(1) 報告事項

報告第34号 平成27年度小中学生全国大会出場者について

(2) 議案

議案第64号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）について【原案可決】

議案第65号 平成26年度東広島市教育委員会事務事業評価について【原案可決】

議案第66号 市長に申し出る請負契約の変更について（市民ホール建設事業（仮称）東広島市市民ホール新築工事（建築））【原案可決】

議案第67号 市長に申し出る専決処分の承認について【原案可決】

議案第68号 市長に申し出る公の施設の指定管理者の指定について【原案可決】

議案第69号 平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について【原案可決】

(3) その他

1 次回教育委員会定例会の日程について

- 下川教育長：それでは、定足数に達していますので、平成27年8月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様にはお越しいただきましてありがとうございます。

小・中学校の夏期休業も残りわずかとなりましたけれども、中学校のほうはもう来週から学校が始まるということも多くございます。今のところ、児童生徒の大きな事故等の報告は入ってきておりません。引き続き、何事もなく前期後半が迎えられるよう願っているところでございます。

その夏期休業中に、管理職研修を、2日の日程で講師を迎えて、二度にわたって行いました。昨日・今日は、教頭部会・事務長部会がありました。今、こういう研修は、東広島市だけの取り組みです。充実した研修を行うことができたと思います。ちょっと報告をさせていただきました。

それでは、本日の会議録署名委員は、渡部教育長職務代理者と私、下川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、まず委員の皆さんにお諮りしたいのが、議案審議の非公開の件でございます。東広島市教育委員会会議規則第18条では、「会議は傍聴することができる。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした事件の審議については、この限りでない。」と定めております。そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。

これまで、教育委員会から議会に提案を予定している案件及び議会報告を前提とする報告事項については、公開しておりましたため、新聞記者が傍聴に入ったときに新聞記事として公表された場合、市長が議会に議案を上程する前であるにもかかわらず、読者には、あたかも決定したかのように受け取られてしまうという事態が生じておりました。議案の上程に関しては市長の権限であり、市長の意思決定前に公表されると、市長の適正な意思決定が損なわれる懸念があります。また、県内の他市の状況を確認したところ、同様の理由により議会に提案する議案等は非公開とされている事例が多くあります。

このような状況を踏まえて、東広島市教育委員会としても今回以降、議会に提案する議案等については、非公開の取り扱いにしたいと考えているところです。よって、今回の議案第64号から議案第68号までについては、全て議会に提案するために市長に申し出る案件でございますので、非公開として審議したいと思います。

また、議案第69号については、教科用図書の採択でございますので、これまでと同様に、国の採択方針の中で、採択結果の公表時期は文部科学省への報告後、9月

以降と定められておりますので、非公開として審議したいと思います。

委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

(異議なし)

それでは、了解いただきましたので、議案第64号から議案第69号までについては非公開とすることに決定いたします。

また、議案第69号の教科用図書の採択につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、全ての報告、議案審議、その他の報告に続いて、最後に提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の傍聴はございますか。

- 江口教育総務課長：ございません。

#### 報告第34号 平成27年度小・中学生全国大会出場者について

- 下川教育長：それでは、報告事項からですが、報告第34号平成27年度小・中学生全国大会出場者について説明をお願いいたします。

- 空本指導課長：報告第34号平成27年度小・中学生全国大会出場者について、資料の1ページをご覧ください。

まず、中学校では、陸上競技において西条中学校、八本松中学校、高屋中学校の3校から県大会等で優勝又は標準記録を突破した選手4名が出場しております。競技は18日から始まっております。

柔道では、西条中学校及び高屋中学校から県大会で優勝した2名が出場しております。競技は17日から始まっております。

剣道では、黒瀬中学校から県大会団体戦で優勝した7名が出場しております。競技は22日から始まります。

ソフトテニスでは、同じく黒瀬中学校から中国大会で3位に入賞した2名が出場しております。競技は21日から始まります。

続いて、相撲では、安芸津中学校から県大会団体戦で優勝した5名及び個人戦で2位に入賞した1名が出場しております。競技は22日から始まります。

次に、小学生では、第13回スナッグゴルフJGTOカップ全国大会に、昨年度に引き続き東西条小学校児童6名と三ツ城小学校児童6名が出場いたします。

以上、今年度は中学生20名、小学生12名の計32名が全国大会へ出場し、活躍しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案の審議に移ります。

議案第64号 市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）について

- 下川教育長：議案第64号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の1ページをお願いいたします。

議案第64号市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会関係分）につきましてご説明申し上げます。

内容につきましては、次の2ページの一覧で説明をさせていただきます。

1の歳入歳出予算補正の(1)歳出補正につきましては、3件の事業の補正をお願いすることとしております。

まず、小学校費の表の1段目の小学校施設管理事業、その備考欄の記載をご覧ください。

郷田小学校の駐車場不足に対応するため、現在、無償貸借契約で借用しております約300平方メートルの土地について、これを地権者から購入することとして、土地取得費を含む関連費用として約1,100万円、また、新年度4月に教室の不足が見込まれる西条・川上・御菌宇、各小学校の仮設教室リースに係る関連費用として約7,300万円、合わせて8,435万3千円の増額としております。

表の2段目、小学校増改築事業は、今年度末の竣工を目指して増改築工事中の八本松小学校校舎について、当初の入札不調の影響から4か月ほど工期がずれ込んでおりますため、仮設教室リース料を3月末まで4か月分増額し、当該仮設教室の解体は新年度4月以降となりますため、その解体費用を減額するなどして、差し引き972万4千円の減額としております。

次に、5項社会教育費の中央生涯学習センター管理運営事業につきましては、同センターの解体工事に伴う工損事前調査、これは近隣家屋等の事前調査ですが、これを前倒しして今年度を実施することとするため、310万円の増額としております。

次に、2の繰越明許費ですが、小学校新設事業、具体的には（仮称）寺西第2小学校でございますが、近接するJRとの協議に時間を要して実施設計が遅れ、造成工事の西地区分の工期を平成28年度にわたることとするため、繰越の手続きを行うものです。もともと平成28年度半ばまでを予定しておりましたため、全体計画への影響はほぼありません。

次に、3の債務負担行為補正ですが、追加分として（仮称）寺西第2小学校造成工事に伴う補償費、内容はJR高圧線に保護カバーを設置する工事の補償費202万円でございます。

また、一番下の表、廃止は、中央生涯学習センター解体工事工損事前調査業務を今年度実施するに当たり、次年度支出予定としておりました債務予算を廃止するものでございます。

議案第64号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの市長に申し出る平成27年度東広島市一般会計補正予算（第3号）案の教育委員会関係分について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

ございませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第65号 平成26年度東広島市教育委員会事務事業評価について

○ 下川教育長：議案第65号平成26年度東広島市教育委員会事務事業評価についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 江口教育総務課長：それでは、議案資料の3ページをご覧ください。

議案第65号平成26年度東広島市教育委員会事務事業評価につきまして、ご説明申し上げます。

なお、説明は別冊報告書の1ページをご覧くださいと思います。

こちらで概略説明をさせていただきたいと思います。こちらの事務事業評価報告書の冊子の1ページでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は、毎年、事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、その報告書を議会に提出し公表しなければならないとされております。また、その点検と評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用することとされております。

そこで、事前に事務局が自己点検・自己評価を行い、仮の報告書を作成し、今月11日に事務事業評価会議を開催して4人の方から意見や評価をいただいて修正を加えましたものが本資料でございます。なお、4人の学識経験者は、大学教授、元小学校長、社会教育委員、保護者代表の4氏でございます。

本日は、これを市長に提出することを決定させていただきたいと存じます。

それでは、評価シートの内容について、6ページ、7ページを例にして説明いたします。

一般的には、この見開き2ページで1つの事務事業の評価を構成しており、これを正規版として、内部管理事業などについては1ページ分の簡易版としております。

1として事務事業に関する基本情報、2に事務事業の目的、対象、平成26年度の事業概要と活動実績、3にコスト情報として事業費と、一定の基準に基づいて算定した当該事務事業に要した人件費、これを加えた総事業費を記載しております。人件費は、平成26年度の場合、正規職員1人分は716万円が基礎となっております。

7ページは評価の内容となっております。4として活動指標や成果目標、5として総合評価をAからEまでの5段階評価としており、評価の目安としては、達成

度100%以上であればA、80%から100%未満でおおむね目標達成という評価がB、50%以上80%未満で目標をやや下回ったという評価がC、30%以上50%未満で目標を大幅に下回ったという評価がD、30%未満の成果が上がりなかったという評価がEとなっております。

そして最後に、6として課題及び今後の方向性により、まとめとしております。

なお、本日は、資料全体の説明は省略させていただきますが、本日お配りいたしました両面3枚ものの資料、こちらの資料に当該評価会議における質疑等の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

総括的な意見としては、「予算執行により東広島市の児童生徒にどのような事業成果があったのか、しっかり説明するように」ですとか、「教育委員会の仕事は数値で表せない部分が非常に大事なので、この部分をわかりやすく議会や市民に伝えてもらいたい」といったご意見をいただいております。

議案第65号の説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの平成26年度東広島市教育委員会事務事業評価について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

どうぞ。

- 織田委員：今、北広島市へ行ってらっしゃるということで教育交流を行われているのですが、行った人、交流した人には非常に効果があると思うのですが、他の児童生徒にとって、できれば全校登校日の日にお迎えするというような形が、より交流の成果を上げることができるのかなと思います。実際、平和学習も東広島はありますので、全校登校で受け入れている学校というのがどの程度ありますか。わからなかったらよろしいです。

- 江口教育総務課長：北広島市の児童生徒が参りましたのが8月4日から、8月6日の日を挟んで7日まで東広島市と広島市に滞在しておりました。今回の場合、学校交流は、8月7日に実施をしております。

ご質問の8月7日の本市の学校の受入れの状況でございますが、正確な数字は把握しておりませんが、おおむね大規模な学校は、例えば学年だけであるとか高学年だけで行うところもありますが、大半の学校は、全校でお迎えをするというような取り組みをいただいているところでございます。

以上です。

- 織田委員：以前、生徒会だけで受け入れるということがありましたので、可能であれば、全校児童生徒がいるときに交流すればいいなと思います。

- 下川教育長：ほかにありませんか。

お願いします。

- 京極委員：この評価に対して、全体的な評価として、どんなふうを受け止められているのかなど、細かいところをお願いしたいなと思います。ここをもう少し改善したほうがいいなというのがあれば、よろしく願いいたします。

- 江口教育総務課長：大変難しいご質問をいただいたのですけれども、まず評価項目、評価点の数字で申し上げますと、今年度は68事業を評価の対象とする正規版の形としておりますけれども、A評価は15事業ございました。単純に数の比較だけではどうかとは思いますが、昨年が11でしたので、4つほどA評価を増加させております。
- それから、B評価につきましてが、今回が48、前年が47、これはほぼ同じぐらいということでございます。このA評価とB評価、おおむね目標を達成したという自己評価をしましたのが、全体の事業数でいえば93%に当たる事業数がB以上の評価というふうにさせていただいております。
- なお、それ以外の評価といたしましては、C評価というのが4つございます。これは個々の事業の事情もあって、残念ながらCになったということですが、今回の4に対して昨年は6でしたので、これは減少しているということでございます。
- それから、D評価、これは50%未満の評価であったという部分でございますけれども、これは、今回は1事業、昨年は2事業でございましたので、これも1つ減少をさせたということです。
- それから、全く成果が上がらなかった30%未満のE評価というものは、今年も昨年もございませぬ。総括的に言えば、先ほどとかぶる部分はございますけれども、教育委員会の事務事業というのは、単に数字ではわからない部分はあるのだけれども、しっかりその点も含めて説明責任を果たせるような工夫をして、予算執行の価値をわかってもらうように努力するようというふうなご指摘をいただいているところでございます。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。
- ほかにありませんか。
- 坂越委員：見つけてしまったので、お尋ねします。105ページです。
- ご苦労はわかります。青少年の健全育成といった問題行動の部分というのは、毎年とっていいぐらいチェックしているところです。全体的な評価として、おおむね目標を達成しているという評価をされています。
- 評価指標というか、その取組み自体は、かなり手厚くされているということだと思うのですが、数字の読み方を私が間違っているのかもしれませんが、4の指標のところで、成果指標があって、26年度の小学校は目標値80、実績値301、達成率26.6、これはどう解釈すればいいですか。
- 池田青少年育成課長：ご指摘いただいたように、昨年度は、目標値と実績値と比較して高いところが出ておりますので、数値的には26.6というふうに、これは実際、この数値のとおりですけれども、解釈といたしましては、これは昨年度も多分同じようなご質問いただいたとは思いますが、とにかくいじめ問題だけではないのですが、子どもたちの悩みごと等については、積極的にこちらのほうも把握して認知して、挙げた数値がこれでございます。ただし、この数値の裏に隠される、この達成率の裏に隠されるものといったしましては、例えば、昨年度も一昨年同様、かなりいじめの認知件数は上がったのですけれども、実はその挙げたいじめ問題につい

ては、もう解消された、あるいはほぼ解消されたというので、100%これについては改善等をされております。なので、お答えになるかどうかわかりませんが、先程から出ておりますように、数値の見えない、その数値で計れない部分を取組みの成果として考えております。

- 坂越委員：ありがとうございます。ご苦労もわかるし、手厚くケアをしているのもわかるけど、それだったらこの成果指標を変えないといけないのでは。また、ご検討いただければ。
- 池田青少年育成課長：ご指摘のところも含めて、今後、意見として出たところを整理させていただきます。ありがとうございました。
- 下川教育長：平成27年度は、ちょっと目標値を下げたら。  
ほかにありますか。
- 織田委員：今、青少年育成課のほうが出ましたので、107ページに今後の方向性というのが書いてあるのですが、その真ん中あたりの「関係市民団体等との連携ネットワークを拡充し、市民総ぐるみによる「日本一住みよいまちづくり」への実現に向けて取り組む。」ということで、こういうことも大事だと思うのですが、この市民団体を中学校区ぐらいでできれば、一番生の声が出るのでは。中学校区のそういう組織に関係のある人たちが集まって情報交換するのが一番効果があるのではないかなというふうに思っています。町では、校務が忙しいからなかなか地域とのかかわりが持てない学校も多いようですが、できれば広い、市全体だけでなく、中学校区を中心としたそういう連携ネットワークを考えてみていただきたいなという気がいたします。希望です。
- 下川教育長：それは要望ということによろしいですか。ありがとうございました。  
ほかには。
- 渡部教育長職務代理者：外国語教育についての85ページと、それから87ページです。  
85ページのALTの活用ということでありまして。それから、87ページのほうは留学生等の英語の堪能な人材を学校へ派遣ということなのですが、このALTのほうはイメージがよくわかるのですが、留学生のほうというのは、全部の小学校に配置して、その評価ということなんでしょうか、あるいは特定の学校のみでしょうか。
- 空本指導課長：ただいまのご質問でございますが、外国語指導助手といいますのは、いわゆるJETプログラムの授業ということで、これは昭和62年から本市は導入しているところでございますが、現在6名の外国の方を招聘して勤めていただいているところでございます。このJET関係の6名につきましては、平成17年度から旧市内に2名、各町に1名を原則として配置をしております。そういったところで、中学校は全校配置で、志和町の3校、福富町の2校、豊栄町の1校、高屋町の1校、黒瀬町の5校、河内町の3校、安芸津町の3校について、それぞれ中学校から派遣という形で英語活動等のネイティブスピーカーとして、担任が主となって外国語の指導等を行っているところでございます。

それ以外のところに、次の外国語活動推進事業のところで、留学生とか英語に堪



能な人材を、学校も含めて、教育委員会も含めて、有能な人材を発掘しておりまして、そういったJETの6名以外が行っていない学校へそういった方々をお願いして、外国語活動等の授業に派遣しているというやり方を行っております。

- 渡部教育長職務代理者：そうしますと、評価なんですね。留学生のほうもこのALTの取組みがいいという評価ですが、いずれにしても、ある期待度、この期待度というのがあって、これに対してはどういうふうにしてBというような評価をされたのだという、つまり基準を設けて、それでこういう外部評価の先生方がBという評価になったのですか。つまり、どのような実態を把握できていたのかなという、そのところがわかりますでしょうか。

つまり、派遣した数、数が十分にそこで行き渡ったからBだということなのか、あるいは、その内容、子どもたちの反応まで含めたものなのかどうか。

- 空本指導課長：お答えになるかどうかわかりませんが、成果指標のところをご覧になっていただければと思うのですが、外国人とコミュニケーションを図りたいという生徒の割合とか児童の割合、そういったところを目標値にしておりまして、その実績値と比較して、先程、教育総務課長が説明申し上げたパーセントのところではB評価というふうにさせていただいております。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございます。

- 織田委員：今、成果指標が載っているところ、87ページの24年度から67、64、64という、むしろ低くなっているという状況がありますね。きっとこの問題は、学級担任の指導が課題になっているのかなという思いが致します。これは、あくまでも私の推測なのですが、今から英語活動が始まり、教科となりますし、これは余分ですが、道徳も教科化が考えられているのですが、東広島の研究会の中身を見ると、なかなかそのあたりが見えていないと思うのです。新しいことに挑戦することによって、日本一の教育都市となることができるのではないかな、それも必要なのではないかなと思うのです。できれば、学校がこれをしたというのが中心になるのですが、東広島市として、英語科になって、指定校、国の指定校は何かあるらしいのですが、市の指定校、道徳もですね、そういうのがはっきり見えてくると、ほかの学校よりも影響があるのではないかな、勉強になるのではないかなというのを、これを見ながら思いました。これも要望というか、意見にすぎないのですが。

- 下川教育長：ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

- 長嶋委員：152ページをお願いします。芸術家出張授業の実施についてというところで、プロの芸術家を学校に派遣するということですがけれども、それは音楽家以外にどのような芸術家の方を派遣されているのかということと、あと実施校が4校で対象人数が189人ということは、クラス単位での派遣の実施ということもあるのですか、もしよければそのあたりも教えてください。

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：昨年度は、書の先生と、村上たかしさんという漫画家の方をお願いをさせていただきました。これまででいいますと、例えば詩である

とか、美術でいえば絵画の人もいるし、あるいは彫刻家の人もという形で、分野は限らず幅広くさせていただいております。

それと、人数ですけれども、これは分野にもよりますが、芸術家の人の体験談や、子どもたちも経験をしてもらうような作業も入ってきますから、人数の限りがある場合がございますけれども、学校によって、例えば小規模校であれば、全児童が参加したこともございますし、あるいは大規模校であると、学年が限られてくることもございます。少なくとも、学年単位ではさせていただくようにはしております。

- 下川教育長：よろしいですか。
- 長嶋委員：今の話だと音楽のほうではないということで、私が思っていたのはプロの音楽家の方とかにも来ていただいて、そういう生き方や芸術に関する思いだとかというものを広めていただければ、これから「くらら」のほうにも来ていただくこともできるし、あとコンサートの入場者数が減っているということなので、そういうところから裾野を広げていけば、Cがまた上がっていくのではないかなというふうに思いまして、それで聞いたのですけれども。
- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：音楽に関しても、これまで歌と、バイオリン、ギター、こういった方をお願いをさせていただいております。これは、学校によっても、芸術家によって、こっちを希望してみようとか、去年もやったから今年は無しにしようかというような選択肢が広がりますので、幅広い芸術家に頼むということで、これまでも音楽関係の方でもお願いをさせていただきました。
- 下川教育長：それでは、ほかにはよろしいでしょうか。
- 渡部教育長職務代理者：もう一件いいですか、お願いします。

スポーツのほうですが、141ページですけれども、ここでは総合型スポーツクラブ、全国ではいろいろとあるわけですが、本市ではなかなか十分育っていないという感じがあるのですけれども、数字的にも。今度はオリンピックも来るというふうなことが決まっております、展望というか、そういう意気込みを聞きたいのですけれども、来年度に向けて、何かそういう秘策といいますか、お考えがございましたらお願いしたいなと思います。
- 福原スポーツ振興課長：総合型スポーツクラブの関係でございます。

ご意見のとおり、なかなか設立に向けての進捗状況という部分が進んでおりません。これもご存じかと思っておりますけれども、さまざまな地域においてスポーツサークルとかといった内容の部分がございます。しかしながら、このスポーツクラブが実際に運営されるのも、その地域の方々が当然主体となって運営されていくということでございまして、設立後の運営経費になりますとか、運営体制といったような内容の部分に、かなり不安を感じておられるのも事実であります。昨年度は、黒瀬地域のほうに出向きまして、そうした形のスポーツクラブの内容のほうを説明させていただき、当然のことながら同様のご意見が出ておりまして、若干進展していない状況であります。

ご指摘のとおり、今からオリンピックのほうの開催もあります。スポーツに関する機運というのかなり高まってきている状況もございまして、こうした部分について、まずは地域スポーツといったような形の部分で何らかの対応策といいますか、具体的にはまだ明らかにできるものがございませんけれども、そういった形で地域に根差していくような、何かコミュニティスポーツの部分についての振興を図っていくような形を検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

- 下川教育長：よろしいですか。
- 織田委員：146ページのスポーツ振興課の学校体育施設開放事業の中で、小学校のプールを開放して下さっていますよね。そこで監視員をつけていただいているのですが、学校も忙しいので、なかなか出ていかれないのです。それはいいのですが、監視員の中には、自分の役割を忘れて一緒に子どもと戯れているとか、泳いでいるとか、そういうのがあるというのを聞きました。大切な命を守るためにその人たちが雇われているわけですから、そのあたりをもう少し。全体で集めて研修をされたのだと思うのですが、どうもそれが徹底していない。監視員が3人いれば、その中に責任者というのをつけられないのですか。3人のうち1人は、そういうことに対してちゃんと指導するとか、気をつけて注意するとかというような方法で、役割を決めていただくと、割とはっきりして、監視員同士の関係だと、言うのも悪いというのがありましたので、これも自分の要望なのですが、来年度からは、大切な命を守るためですので、教育長さんの言葉で事故がなかったからよかったのですが、もし事故が起こったときにどのようになっているかということは絶対に問題になると思いますので、指導するのも難しいのかもわかりませんが、よろしく願いいたします。
- 福原スポーツ振興課長：プール開放でのプール監視員の関係につきまして、今ご指摘のありました案件につきましては、当課のほうにも、一部の地域においてそういう情報が入ってきております。ご指摘のとおり、これまで事前に、そのプールの開放が始まるまでに、管理指導講習といった内容の部分で監視員の対応につきましては徹底させてもらっているところでございますけれども、この度のようなケースに意見等がございまして、そうした部分につきましては、個別に学校の運営開放協議会とか、指導員との面会もさせていただいて、当然一命を預かる業務でございまして、そこらの体制についてお願いなり注意なりをさせていただいたところでございます。引き続き、来年度以降もまたこうした内容の部分について徹底する意味で、監視員も予定等々があって日程がバラバラといったところがありまして、その中で代表者の方、責任者の方を決めるということについては、今のところはどうかという部分もありますが、それも踏まえまして、来年度に向けてまた検討したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。
- 下川教育長：今の件で、監視員の確保については、現状はどのようなのですか。
- 福原スポーツ振興課長：監視員の確保につきましては、地域性といいますか、平日日

中の時間帯、特に午後から監視していただくような状況もございまして、どの学校区の方々におかれましても、その確保に向けてかなりご苦勞をされている状況がございまして。

ちなみに、北部の過疎地域のほうでは、PTAの方々でご協力をいただいたりしている状況もありまして、かなり確保ができないといったところで開放も難しいような状況のところも地域によっては聞いているような状況でございまして。一般的に公募等をさせていただいている状況ではあります。平日日中といった内容もございまして。また、時間的にも短時間といったような内容もございまして、確保に向けての状況がかなり厳しいというか、ご苦勞されている状況ではあります。引き続いてのPRといったところについては、また今後考えていかなければならないと思っております。

- 下川教育長：それでは。
- 長嶋委員：116ページの成人式のところで、今回初めて出席させていただいて、たくさんの方々が出席しているのでもっとすばらしい式だなというふうに思ったのですが、気になったことがありまして。記念行事の前にトイレ休憩のような形で少し時間があつたと思うのですけれども、それまでたくさん座っていた子どもたちがそこでかなり動いて、帰ってくる子どもさんもいたけれども、それをいいきっかけに出発してしまつたかなという感じがして、式典の雰囲気はすごくよかつたと思うのですが、そこでちょっと雰囲気が変わったのがすごく残念だなというふうに思いました。なので、そこをうまく、何か式典からの流れで記念行事のほうに入れればもっといい感じになるのではないかと。
- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：ご指摘のとおり、そういったご意見をたくさんいただいております。この式典につきましては、その後の講演でありますとかそういったことについても、今度成人式を迎える方に委員になっていただいて、内容を今から決めていくところではあるのですが、そういった内容をまた充実したものにして、皆さんにそのまま席にいらしていただくような内容に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 下川教育長：よろしいでしょうか。  
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第66号 市長に申し出る請負契約の変更について（市民ホール建設事業（仮称）東広島市市民ホール新築工事（建築））

- 下川教育長：では次に、議案第66号市長に申し出る請負契約の変更についてを議題といたします。  
議案の説明をお願いいたします。
- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、5ページをお願いいたします。  
議案第66号市長に申し出る請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、市民ホール建設事業（仮称）東広島市市民ホール新築工事（建築）の請負契約につきまして、建設工事請負契約約款第25条第6項のインフレスライド条項によりまして、賃金等の急激な変動に対応する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものでございます。

次に、変更の内容でございますが、原契約金額に2,743万3,103円を増額いたしまして、変更契約金額を43億6,324万8,115円とするものでございます。

なお、提出議案添付資料の7ページをお開きください。建設工事変更請負契約の仮契約書の写しを添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

議案第66号の説明につきましては、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの市長に申し出る請負契約の変更について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第67号 市長に申し出る専決処分の承認について

○ 下川教育長：それでは次に、議案第67号市長に申し出る専決処分の承認についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 福原スポーツ振興課長：それでは、資料の9ページのほうをお願いいたします。

議案第67号市長に申し出る専決処分の承認についてご説明させていただきます。

専決処分でございますが、東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

提案の理由でございますけれども、平成27年8月3日付けで、広島法務局により同じ大字地域内の耕地部と山間部の同一地番、重複地番を解消するため、本市の志和町におけます山地番の変更が実施されまして、この地番の変更によりまして、本市コミュニティスポーツ広場のうち、本市志和町にございます樫坂コミュニティスポーツ広場の地番が変更になったことから、東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部改正する必要が生じまして、議会を招集する時間的余裕がないものとして専決処分をいたしまして、その処分についての承認を求めらるものでございます。

資料の12ページのほうをご覧いただきたいと思っております。

専決処分をいたしました東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容でございますが、第2条の表の樫坂コミュニティスポーツ広場の項中、住所でございますけれども、東広島市志和町七条樫坂189番地を、

東広島市志和町七条栴坂10189番地に改めたものでございます。

なお、施行期日は、平成27年8月3日でございます。

議案第67号の説明は、以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの市長に申し出る専決処分の承認について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第68号 市長に申し出る公の施設の指定管理者の指定について

○ 下川教育長：次に、議案第68号市長に申し出る公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 福原スポーツ振興課長：それでは、続きまして資料13ページでございます。

議案第68号市長に申し出る公の施設の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

東広島市市民体育施設及び管理条例に基づき設置された東広島市市民体育施設及び東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例に基づき設置された東広島市コミュニティスポーツ広場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、市長に申し出るものでございます。

資料14ページのほうをお開きいただきたいと思います。

指定管理者として指定を受ける施設名称は、河内市民グラウンド、河内発祥園コミュニティスポーツ広場の2施設でございます。指定管理者としての指定につきまます管理者は、自治組織you愛sunこうち 代表者 河元利行氏でございます。

当該自治組織は、河内町の河内小学校区の区域の住民自治協議会でございます。当該施設が存在する地域の自治協議会でございます。当該団体は、設立から3年を経過しているところですが、とりわけ組織の中に体育健康部などを設けられまして、コミュニティスポーツなどさまざまな活動に取り組まれている団体でございます。当該施設の利用促進のほか、市民へのスポーツの普及及び振興を図るために、地域で組織された地元団体によります管理により、利用者の利便性の向上、敏速な施設管理などを期待できるものと考えております。

指定管理の期間につきましては、当該施設につきましては初めての指定管理者制度でございます。指定管理期間3年を考えておりましたけれども、当団体におきまます受託体制の整備などの調整が行われまして、若干の修正の遅れなどから、平成27年11月1日から平成30年3月31日までの2年5か月としております。

なお、東広島市指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者候補者として選定をされております。

議案第68号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの市長に申し出る公の施設の指定管理者の指定について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### その他 1 次回教育委員会定例会の日程について

○ 下川教育長：それでは、その他に移りたいと思います。

次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。

○ 江口教育総務課長：次回定例会につきましては、前回9月17日木曜日で決定していただいておりますが、先日個別にご連絡差し上げましたとおり、当日の午後3時から第2回目の総合教育会議を開催する計画がございまして、教育委員会定例会の開会時間は、午後1時30分の予定でお願いいたします。定例会の会場は、北館の会議室201でございます。繰り返しますが、9月17日木曜日午後1時30分の予定でお願いいたします。

次に、10月でございますが、第3木曜日の10月15日、時間は午後3時をご提案したいと存じます。ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

今もありましたように、次回9月17日木曜日の午後1時30分ということでよろしいでしょうか。

それでは、9月17日木曜日の午後1時30分、場所はこの北館2階の会議室201と決定させていただきます。

10月はいかがでしょう。第3木曜日の15日ということで今提案をされましたが、ほかの委員の方はいかがでしょう。

それでは、渡部教育長職務代理者のほうでご都合が悪いようですが、他の委員さんはよろしいようですので、10月は第3木曜日の15日にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

そのほか、事務局からありますか。

#### その他 訴訟提起について

○ 増田学校教育部長：資料のほうはご用意しておりませんが、教育委員会にかかわります2件の訴訟案件について、ご報告させていただきたいと思ひます。

まず、1件目でございますが、6月の定例教育委員会でご報告をいたしました市立中学校生徒の死亡に係る訴訟につきまして、7月21日に訴状のほうが届きましたので、その概要をご報告させていただきます。

事件名は、学校指導死による損害賠償等請求事件でございます。

請求の趣旨といたしましては、生徒が死亡した原因について、各教員の度重なる指導による生徒の精神的負担を除去するような教育的配慮を行わなかったという安全配慮義務違反があること。また、本件発生後の教育委員会の対応が不誠実、不適切なことが多く、遺族として精神的苦痛を感じているといったようなことを理由に、市に対しまして、原告である遺族2名に損害賠償として、それぞれ5,149万円余りの金額を支払うことなどを求めておられます。

また、本件生徒の死亡原因は、学校管理下で生じており、通学中の災害と認定をした日本スポーツ振興センターの判断は不当であることを理由に、日本スポーツ振興センターに対して、原告2人に、それぞれ死亡見舞金700万円を支払うことなどを求めておられます。

今後は、9月18日に第1回の口頭弁論が予定されているところでございます。

次に、新たに7月17日付けで教育委員会に訴状が届いておりますので、その概要をご報告させていただきます。

事件名は、公金支出金返還請求事件でございます。

請求の趣旨でございますけれども、市立中学校生徒の死亡にかかわる調査委員会につきまして、当該調査委員会は地方自治法に規定する附属機関の性格を有しており、条例で定める必要があるにもかかわらず要綱で設置されており、違法であるといったこと。

それから、地方自治法に定める報酬は、条例で定めた附属機関の委員に対して支給すべきであり、当該調査委員会の委員に報酬及び費用弁償を支給したことは違法な財務会計行為であるといったようなことを理由に、2名の原告から、平成24年度・平成25年度の市長に対して、85万1,280円の返還請求をするなどを求めているものでございます。

これまでの経緯でございますが、本年5月21日に訴訟と同様の趣旨で住民監査請求がございまして、6月1日に却下をされております。その後、6月30日に広島地方裁判所に訴状が提出され、7月17日に教育委員会のほうに訴状が届いたものでございます。

今後は、9月2日に第1回の口頭弁論が予定されているところでございます。

報告は、以上でございます。

○ 下川教育長：その他、報告はありますか。

その他 「オオサンショウオがいるらしい」について

○ 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：本日は、お手元に「オオサンショウオがいるらしい」という小冊子をお配りしております。ここで簡単に説明をさせていただきます。

平成23年度から、広島大学総合博物館、東広島市自然研究会等と協働して豊栄町の椋梨川上流域等で、特別天然記念物オオサンショウオの生息分布調査を行っております。このたび、これまでの調査成果に基づき、この冊子を刊行いたしました。



イラストや写真を多用し、読みやすい文体で作成しており、オオサンショウオについて学習するとともに、身の回りの自然環境についても関心を持ち、理解を深めることができる内容となっております。

副読本のような形でも活用できるものと考え、市内小中学校に配布しているほか、図書館、生涯学習センターや地域センターなどにも配布することとしております。

なお、文化課において、1冊100円で販売をいたしております。

以上です。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

そのほかありませんか。

その他 「東広島の教育」について

○ 江口教育総務課長：本日、平成27年度版の「東広島の教育」を配付させていただいております。これは東広島の教育要覧ともいえるものですが、必要なときにご参照いただきたいと思います。

以上です。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

それでは、次の議案第69号の審議に移る前に、関係課以外の職員は退席してください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時2分

(休憩)

再開 午後4時5分

○ 下川教育長：それでは、再開いたします。

議案第69号 平成28年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

(非公開審議)

閉会 午後4時15分